

## 社会福祉法人恵風会 行動計画（女性活躍推進法）

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標1：男性職員の育児休業取得率を30%以上にする。

<実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～ 男性の育児休暇を取得できることを職員に積極的に周知する。対象職員を把握した場合は、個別に直接、制度の周知を行う。